

銃砲規制の厳格化のための対策に関する主な論点

(1) 許可の要件と審査の在り方

ア 許可要件の厳格化

ストーカー行為や配偶者に対する暴力行為を行ったことを欠格事由とする。

銃砲刀剣類等を使用しなくても一定の凶悪な罪に当たる違法な行為を行ったことを欠格事由とする。

所持許可取消処分を受けた場合の欠格期間を延長する。

経済的に破たんしていることを欠格事由にすることについて検討する。

自殺のおそれがある者に猟銃を持たせないことについても検討する。

許可要件への該当性判断に係る指針等を示すことについても検討する。

その他の論点

- ・ ストーカー、配偶者暴力以外に欠格事由とすべき行為類型はないか。
- ・ 近隣トラブルを有する猟銃所持者に対する対応を規定することはできないか。
- ・ 前科要件を拡充する必要はないか。
- ・ 同居の親族に係る欠格事由を拡充する必要はないか。

- ・ 複数の猟銃を所持する場合に、許可の審査や手続を更に厳格にすることはできるか。

イ 医師の診断の厳格化

可能な限り専門医による診断を促進していく。

必要な場合には専門医の診断によってこれらの欠格事由に該当しないことを確認する。

(2) 不適格者の発見と排除

都道府県公安委員会が調査を実効的に行うことができる法的根拠を整備する。

必要な場合には、警察が猟銃所持者に対し、専門医の診断を受けることを命ずることができるようにする。

高齢者に対しては更新時等の機会を捉えて認知機能に関する検査を行う。

調査方法、手続等の斉一化を図る。

調査を行う間の危険を防止するため、必要があるときは一時的に猟銃等を預かることができるようにすることについても検討する。

国民から銃砲に関する情報提供、申出、相談等がなされた場合の対応の実効性を向上させるための法令の整備等についても検討する。

(3) 猟銃の保管管理

保管の設備及び方法の基準を厳格にすることについて検討する。

(4) 実包の保管管理

不要な実包を貯蔵させないための対策を講ずることを検討する。

実包の消費及び貯蔵について所定の様式に記録させること等により使用の実績を把握するための対策を講ずることを検討する。

(5) 猟銃による事故等防止

猟銃所持者の遵法意識の向上を図るため講習会の内容の充実を図る。

定期的な射撃練習を促進する。

ベテランや高齢者に対する特別な講習を行うことを検討する。

長年にわたって猟銃所持許可を受けて適正に猟銃を使用してきた者等が、それぞれの地域において指導助言を行うことができるような環境を整備し、その活動と銃砲行政が効果的に連携するための措置を検討する。

その他の論点

- ・ 罰則の強化

(6) 監督措置

立入検査を含め、より効果的な監督措置を実施していく。

(7) 銃砲行政に係る体制

銃砲行政体制の在り方について引き続き検討する。

教養の充実等を図る。

第3回銃砲規制のあり方に関する懇談会

参考資料

平成20年6月25日

ストーカー行為を行ったことを欠格事由とする。

1 事例

被疑者は、交際相手の女子高生にストーカー行為を繰り返し、待ち伏せして包丁で脅しながら再度の交際を迫ったが断られたことに逆上し、全身三十数カ所を刺して殺害した。

同男性は8年前の平成4年にも別の少女に対して待ち伏せし、少女が他の男性との交際を隠していたことなどをめぐって口論しているうちに逆上して、脅すつもりで持っていた包丁で胸や背中を刺し重傷を負わせた前科を有していた。(平成12年)

猟銃所持者が、離婚した元妻宅付近で早朝待ち伏せをし、ごみ出しに出てきた元妻に刃物を突きつけ、車両で自らの稼働先まで連行して監禁し、同所から逃げ出した元妻や臨場した警察官に対して散弾銃を発砲して負傷させた。

同男性は、約1か月前から元妻の勤務先に押し掛けるなどのストーカー行為を行っていたことが明らかになっている。(平成18年)

猟銃所持者が、元交際相手宅に押し掛けたり、名誉を害する内容のメールを送ったりするなどのつきまとい行為を行い、ストーカー規制法に基づく警告を受けたことから、自主返納するよう説得したが応じず、取消処分とした。(平成19年)

2 「17万人/30万丁・総点検」の結果

総点検の期間中(平成19年12月15日~20年3月16日)、警察の指導により、ストーカー行為の関係者5人が許可証を自主返納した。

3 ストーカー規制法の適用状況

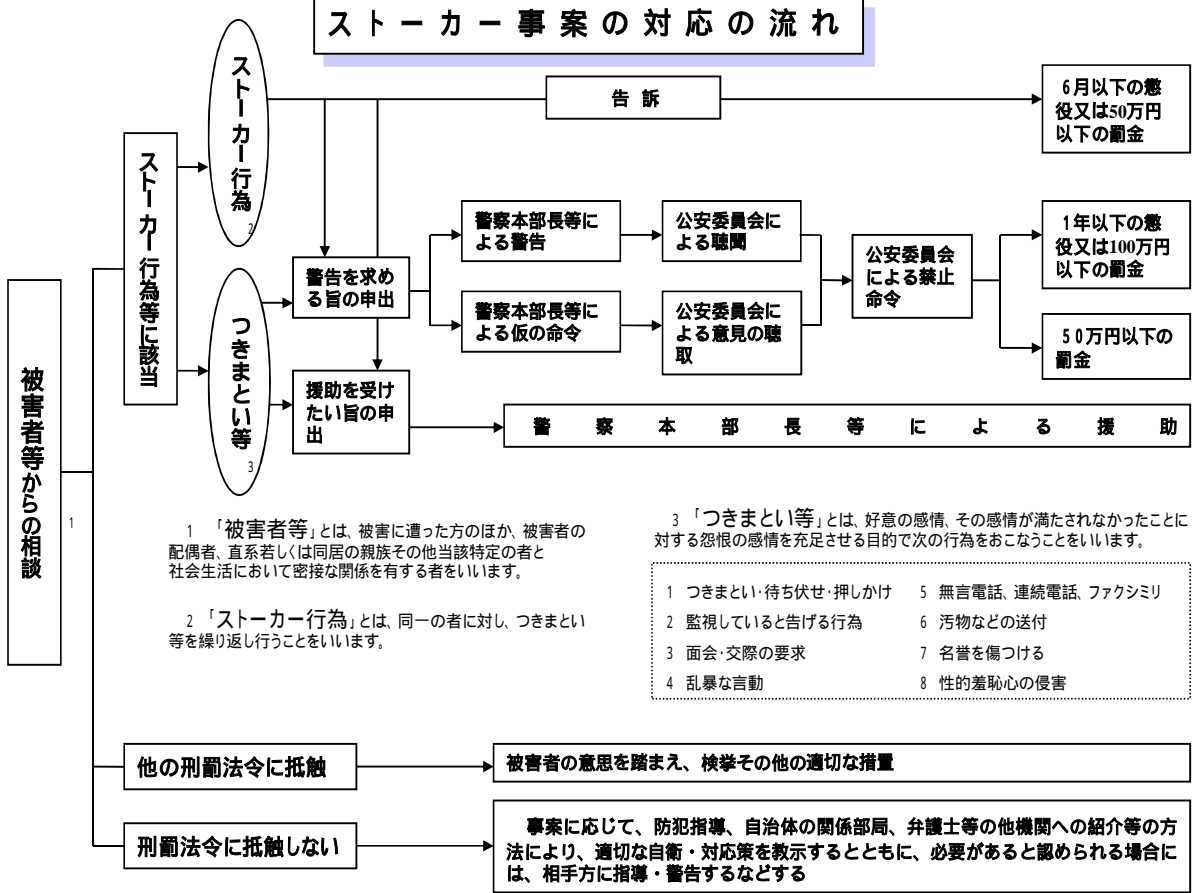
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
警告	1,169	1,221	1,133	1,375	1,384
仮の命令	0	0	1	0	0
禁止命令等	24	24	22	19	17
警察本部長等の援助	856	1,356	1,569	1,631	2,141
検挙	192	206	200	183	242
ストーカー行為罪	185	200	198	178	240
禁止命令等違反	7	6	2	5	2

(参考)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
認知件数	11,923	13,403	12,220	12,501	13,463

注) 認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上している。
出典) 「ストーカー事案の対応状況について」(平成20年3月13日警察庁)

ストーカー事案の対応の流れ



1 「被害者等」とは、被害に遭った方のほか、被害者の配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者をいいます。

2 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことをいいます。

3 「つきまとい等」とは、好意の感情、その感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で次の行為をおこなうことをいいます。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | 5 無言電話、連続電話、ファクシミリ |
| 2 監視していると告げる行為 | 6 汚物などの送付 |
| 3 面会・交際の要求 | 7 名誉を傷つける |
| 4 乱暴な言動 | 8 性的羞恥心の侵害 |

配偶者に対する暴力行為を行ったことを欠格事由とする。

1 事例

猟銃所持者が、平成 11 年ころから平成 18 年 2 月ころまでの間、妻に対し髪の毛を引っ張る、背中を蹴る等の暴行を加え、一度は加療 1 週間の傷害を負わせていたとの事実が、妻が女性相談所で一時保護されたことから判明し、裁判所による保護命令も発令されたことから、銃刀法第 5 条第 1 項第 11 号に該当するとして取消処分とした。（平成 19 年）

2 「17 万人 / 30 万丁・総点検」の結果

総点検の期間中（平成 19 年 12 月 15 日～20 年 3 月 16 日）、警察の指導により、ストーカー行為の関係者 13 人が許可証を自主返納した。

3 配偶者暴力防止法の適用状況

（平成 18 年 4 月から 12 月まで）

総数	被害者に対する保護命令のみ発令されたもの			子への接近禁止命令が発令されたもの			却下	取下げ等
	禁止命令の双方	退去命令と接近のみ	接近禁止命令のみ	命令と同時	退去命令・被害者への接近禁止	禁止命令と同時		
2,145	129	549	6	265	739	3	116	338

出典）「司法統計 民事・行政 18 年度」（<http://www.courts.go.jp/>）

（参考）

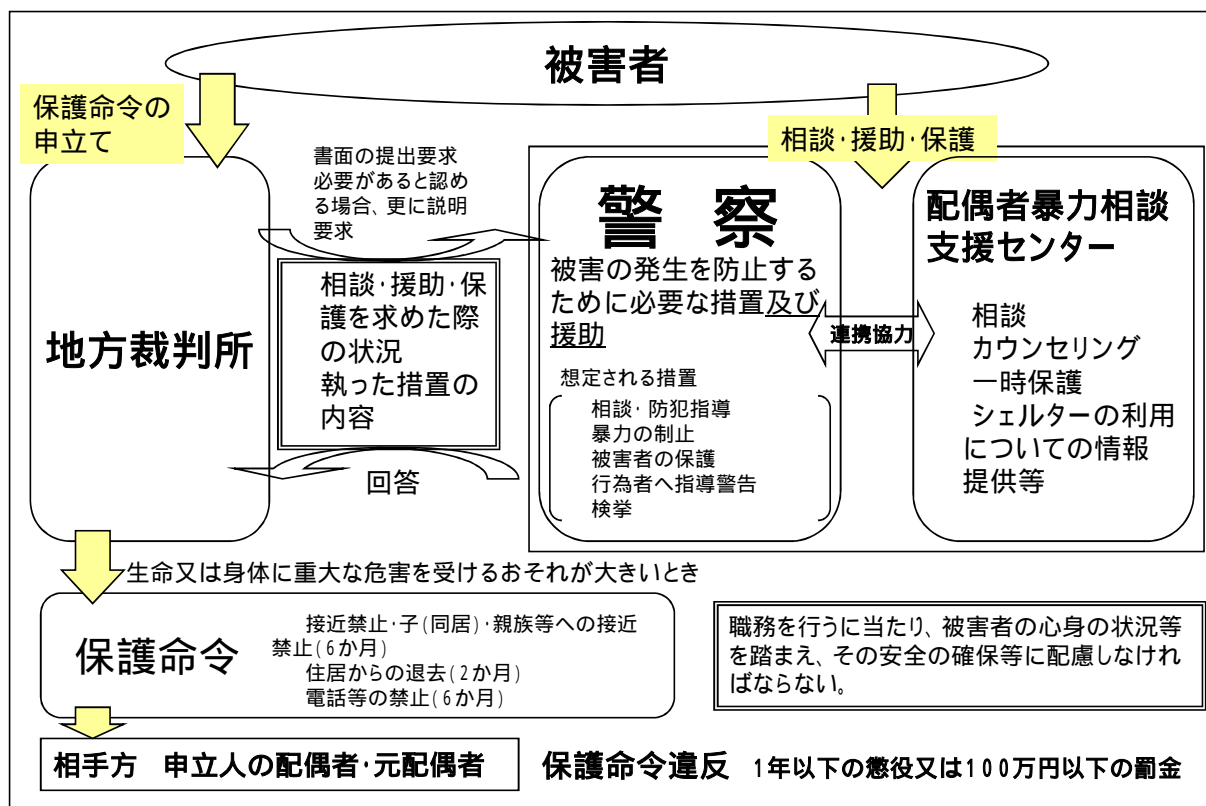
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
認知件数	12,568	14,410	16,888	18,326	20,992

注 1）認知件数には、配偶者からの暴力相談を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状受理、検挙等により認知した件数を計上している。

注 2）平成 16 年 12 月 2 月から、婚姻関係等が解消したのも計上している。

出典）「配偶者からの暴力事案の対応状況について」（平成 20 年 3 月 13 日警察庁）

配偶者からの暴力事案に関する対応の流れ



銃砲刀剣類等を使用しなくても一定の凶悪な罪に当たる違法な行為を行ったことを欠格事由とする。

銃刀法第5条の2第2項

都道府県公安委員会は、第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 (略)

二 銃砲、刀剣類、第21条の3第1項に規定する準空気銃又は第22条に規定する刃物(第24条の2において「銃砲刀剣類等」という。)を使用して、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者

1 事例

猟銃所持者が、居酒屋でトラブルになった男の事務所を翌日に訪れ、その男に向けて猟銃を発射し、頭部に命中させて殺害した。

この者は、猟銃の所持許可を受けるより7年前に、銃砲刀剣類等を使用せず手拳による傷害罪を犯していた。(平成17年)

(参考)

罪種別・犯罪供用物別の犯罪認知件数(平成18年中)

	総数(件)	銃砲使用(件・%)		刀剣類使用(件・%)	
		件	%	件	%
殺人	1,309	23	1.8	713	54.5
強盗	5,108	111	2.2	1,625	31.8
放火	1,759	0	0	2	0.1
強姦	1,948	2	0.1	179	9.2
傷害	33,987	13	0.0	823	2.4
恐喝	8,636	12	0.1	159	1.8

出典)「犯罪統計書」(警察庁)

所持許可取消処分を受けた場合の欠格期間を延長する。

銃刀法第5条第1項

都道府県公安委員会は、第4条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一～五（略）

六 第11条の規定により許可を取り消された日から起算して5年を経過していない者（略）

七～十一（略）

1 事例

猟銃所持者が、金銭トラブルのあった前妻の自宅付近をはいかいし、110番通報を受けて臨場した警察官に対して猟銃を発射して負傷させた。

この者は、犯行以前に所持許可取消処分を受けていたが、当該処分は約9年前であったことから、欠格事由に該当せず、許可がなされてしまっていた。（平成16年）

道路交通法(昭和35年法律第105号) 現在未施行。平成21年6月21日までに施行。
(免許の取消し、停止等)

第103条（略）

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

二 自動車等の運転に関し刑法第208条の2の罪に当たる行為をしたとき。

三 自動車等の運転に関し第117条の2第1号又は第3号の違反行為をしたとき（前2号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四 自動車等の運転に関し第117条の違反行為をしたとき。

五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第208条の2の罪に当たるものをしたとき。

3～7（略）

8 公安委員会は、第2項各号のいずれかに該当することを理由として同項又は第4項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、3年以上10年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

上記第2号は危険運転致死傷罪、第3号は酒酔い運転・麻薬等運転、第4号は救護義務違反、第5号は危険運転致死傷罪である。

経済的に破たんしていることを欠格事由とすることについて検討する。

1 事例

猟銃所持者が、経済的困窮等を理由に、郵便局に押し入り、1人で勤務していた郵便局長に猟銃を突きつけ「金を出せ。」等と脅迫したが、同局長が応じなかったため、天井に向けて猟銃を1発発射し、更に「金を出せ。」と要求したが、同局長が竹刀で抵抗したことから何も取らずに逃走した。(平成15年)

猟銃所持者が、スポーツクラブにおいて、猟銃を発射し、男女2名を殺害したほか、小学生を含む6名を負傷させ、その後猟銃を使用して自殺した。

この者は、約570万円の借金を抱えていた。また、犯行当時、猟銃用実包約2700個を所持していた。(平成19年)

自己破産した元猟銃所持者が、許可証返納後も散弾実包303個を処分しないまま所在不明となった。(平成17年)

猟銃所持者が、多額の負債を抱えて家族とともに失踪するに際して、所持していた猟銃を実弟に違法に譲渡した。(平成18年)

猟銃所持者が、自宅アパートの階段の踊り場で猟銃を使用して自殺した。

この者は、仕事がうまくいかず借金もあったことから、日頃から周囲に「死にたい」と漏らしていた。(平成19年)

猟銃所持者が、自己所有の車両内で猟銃を使用して自殺したが、家族の話によると、多額の借金を苦しめての自殺であろうとのことであった。(平成19年)

(参考)

破産新受事件数

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
自 然 人	214,996	242,849	211,860	184,923	166,339

出典)「司法統計 民事・行政」(<http://www.courts.go.jp/>)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
(欠格条項)

第56条の7 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項本文の許可を与えない。

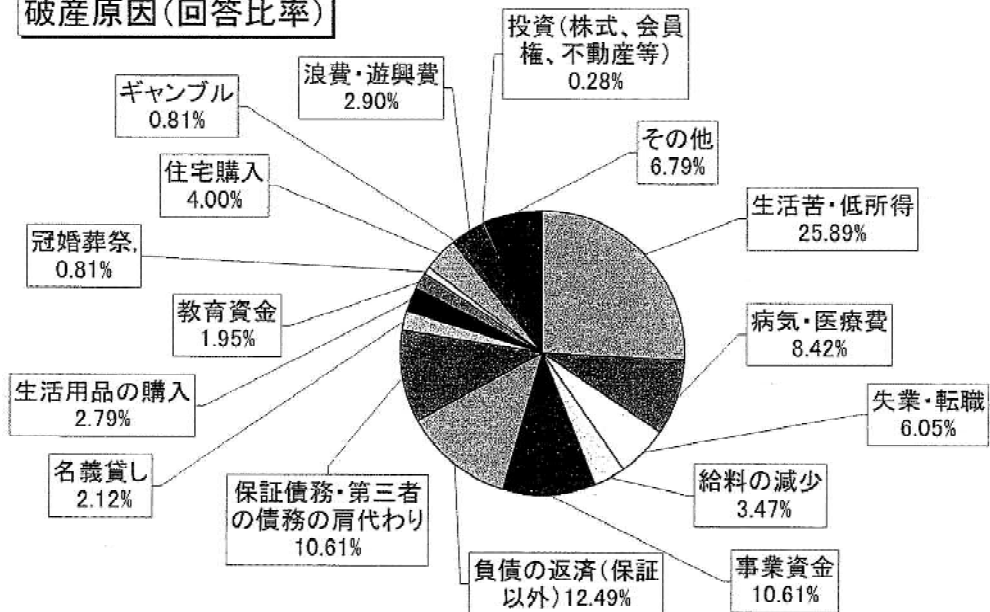
- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二~九 (略)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)
(自動車運転代行業の要件)

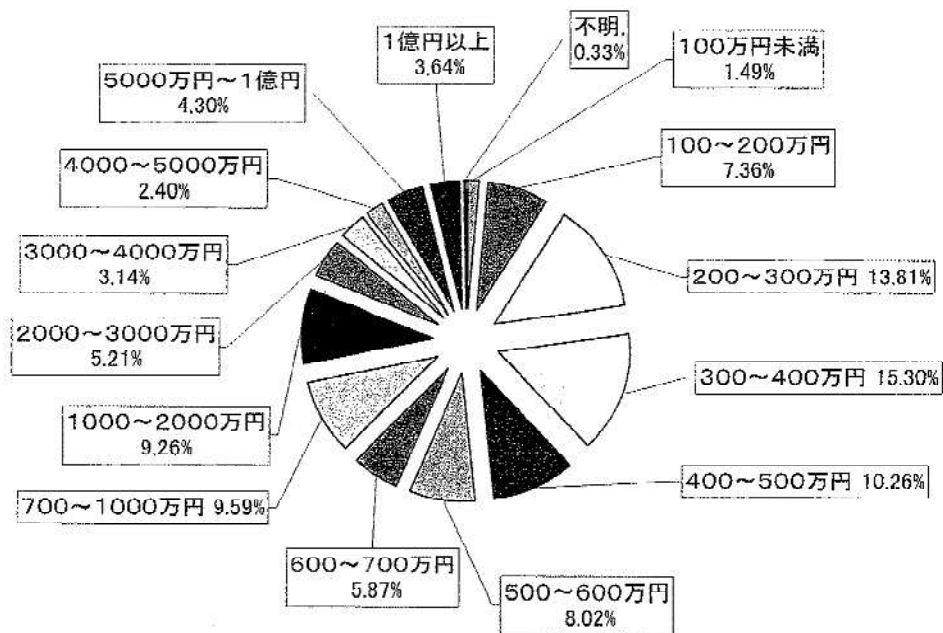
第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二~八 (略)

破産原因(回答比率)



破産申立者の負債額分布



出典)「2002年破産事件及び個人再生事件記録調査」(日本弁護士連合会消費者問題対策委員会)

自殺のおそれがある者に猟銃を持たせないことについても検討する。

1 許可所持者による猟銃使用自殺の件数

	平成17年	平成18年	平成19年
自殺	25	22	22

(参考)

平成18年における猟銃所持者の猟銃使用による自殺死亡率

	自殺死亡率	自殺者数	人口
猟銃所持者	13.3	22	164,894
参考(全国民)	23.7	29,921	126,141,000

1 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数(ただし、猟銃所持者については、猟銃を使用した自殺事案のみなので、直接的な比較はできない。)

2 国民の「自殺死亡率」及び「自殺者数」：「平成19年版自殺対策白書」から引用

2 事例

猟銃所持者が、自宅アパートの階段の踊り場で猟銃を使用して自殺した。

この者は、仕事がうまくいかず借金もあったことから、日頃から周囲に「死にたい」と漏らしていた。(平成19年)

猟銃所持者が、自己所有の車両内で猟銃を使用して自殺したが、家族の話によると、多額の借金を苦しめての自殺であろうとのことであった。(平成19年)

うつ病を発症して休職中の男が、同居の父親が所持する猟銃を持ち出し、心臓部を撃ち抜いて自殺した。(平成18年)

自殺者の年次比較

表1 総数

(単位:人)

比較	区分	総数			成人			少年			不詳		
		総数	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	平成19年	33,093	23,478	9,615	32,325	22,962	9,373	548	339	209	220	187	33
	平成18年	32,155	22,313	9,842	31,266	22,192	9,074	623	395	228	266	226	40
	増減数	+938	+1,165	-227	+1,059	+760	+299	-75	-56	-19	-46	-39	-7
	増減率	2.9%	2.9%	2.9%	3.4%	3.4%	3.3%	-12.0%	-14.2%	-8.3%	-17.3%	-17.3%	-17.5%

表2 年齢別自殺者数

(単位:人)

比較	区分	計	少年	成人					不詳	
			～19歳	小計	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳		60歳～
	平成19年	33,093	548	32,325	3,309	4,767	5,096	7,046	12,107	220
	平成18年	32,155	523	31,266	3,395	4,497	5,008	7,246	11,120	266
	増減数	+938	-75	+1,059	-86	+270	+88	-200	+987	-46
	増減率	2.9%	-12.0%	3.4%	-2.5%	6.0%	1.8%	-2.8%	8.9%	-17.3%

表3 職業別自殺者数

(単位:人)

比較	区分	計	自営業 家族従事者	被雇用者 ・勤め人	無職		不詳
					学生・生徒等	無職者	
	平成19年	33,093	3,278	9,154	873	18,990	798
	構成比	100.0%	9.9%	27.7%	2.6%	57.4%	2.4%

注) 平成19年に自殺統計原簿を改正し、職業の分類が改められたことから、前年との単純比較はできない。

表4 原因・動機別自殺者数

(単位:人)

比較	区分	原因・動機 特定者	原因・動機 不特定者
		平成19年	23,209
	構成比	70.1%	29.9%

区分	原因・動機特定者の原因・動機別						不詳	
	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題		その他
平成19年	3,751	14,584	7,318	2,207	549	338	1,500	9,884

注) 平成19年に自殺統計原簿を改正し、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上することとしたため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数(23,209人)とは一致しない。したがって、前年との単純比較はできない。

出典) 「平成19年中における自殺の概要資料」(平成20年6月警察庁)

許可要件への該当性判断に係る指針等を示すことについても検討する。

銃刀法第5条第1項

都道府県公安委員会は、第4条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一～十（略）

十一 他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（前号に該当する者を除く。）

ストーカー、配偶者暴力以外に欠格事由とすべき行為類型はないか。

1 児童虐待行為

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）

（児童虐待の定義）

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二・三 （略）

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす者及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 高齢者虐待行為

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）

（定義）

第 2 条 （略）

2 （略）

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がある養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ （略）

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ （略）

二 （略）

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

（略）

3 家庭内のトラブル等に伴う危険な行為

離婚、親権争いに伴う紛争等。

近隣トラブルを有する猟銃所有者に対する対応を規定することはできないか。

1 事例

猟銃所有者が、隣家の被害者等がしていた打ち上げ花火等の音に激昂し、花火を止めさせる目的で、散弾銃1丁にスラッグ弾3発を装てんして自宅から持ち出し、被害者に対し、「うるせえ」等と怒号しながら、被害者の体の左右脇に向けて2発発射した。（平成18年）

猟銃所有者が、自宅への日当たりを遮られたとの不満から、近隣マンションに向けてライフル銃十数発を発射し、マンションの外階段の壁や柵等を破壊した。（平成19年）

猟銃所有者が、飲酒の上、不仲であった隣人宅に侵入し、居間で食事をしていた隣人3名に向かって散弾銃2発を発射し、隣人の妻を殺害し、長男に重傷を負わせた。（平成19年）

前科要件を拡充する必要はないか。

銃刀法第5条第1項

都道府県公安委員会は、第4条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一～七（略）

八 第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項若しくは第3条の4から第3条の13までの規定に違反して又は第31条の12、第31条の13、第31条の15、第31条の17、第31条の18第1号若しくは第32条第1号の罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過していないもの

九 次条第2項第2号に規定する行為をして罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過していないもの（前号に該当する者を除く。）

十・十一（略）

同居の親族に係る欠格事由を拡充する必要はないか。

銃刀法第 5 条第 3 項

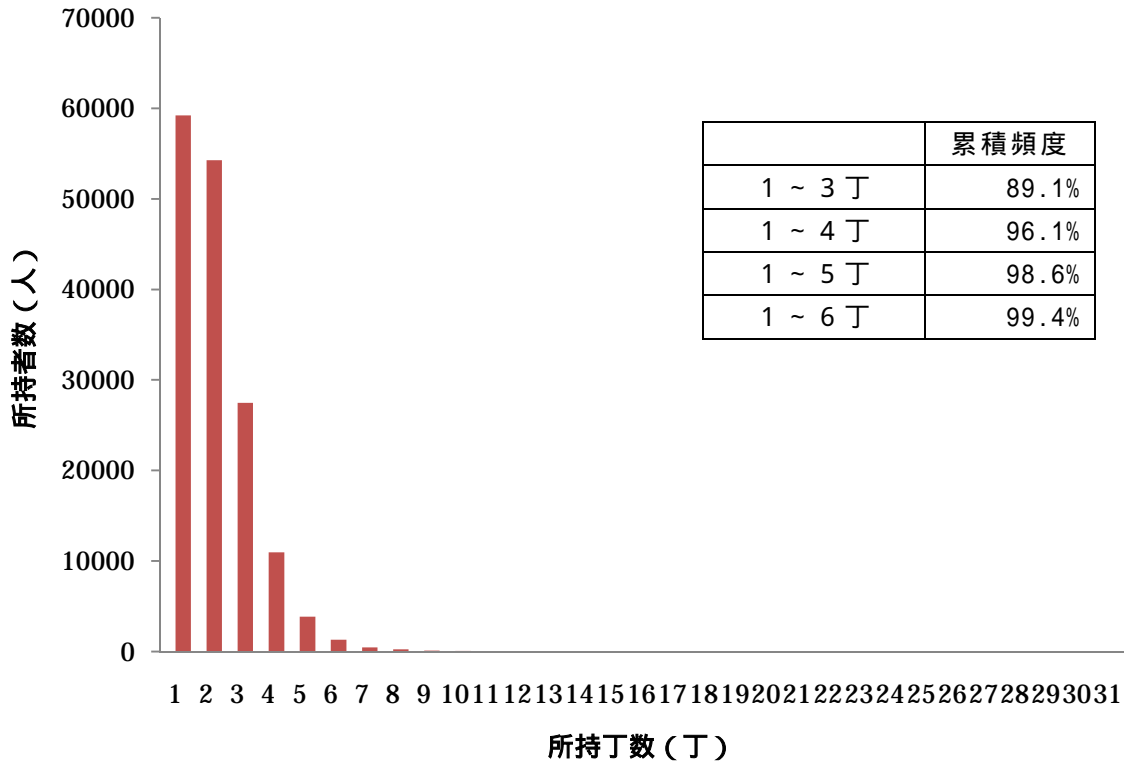
都道府県公安委員会は、第 4 条の規定による許可を受けようとする者に第 1 項第 10 号又は第 11 号に該当する同居の親族（配偶者については、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第 8 条第 7 項において同じ。）がある場合において、その同居の親族が当該許可の申請に係る銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共安全を害するおそれがあると認められる者であるときは、許可をしないことができる。

1 事例

うつ病を発症して休職中の男が、同居の父親が所持する猟銃を持ち出し、心臓部を撃ち抜いて自殺した。（平成 18 年）

複数の猟銃を所持する場合に、許可の審査や手続を更に厳格にすることはできるか。

1 複数銃所持の状況



2 多数銃所持者の状況

所持丁数 (丁)	7	8	9	10	11	12	13	14	15
人数 (人)	464	266	108	60	29	16	4	10	5

所持丁数 (丁)	16	19	20	21	22	23	29	31
人数 (人)	6	2	1	1	1	2	1	1

* 警察庁調査 (平成 20 年 5 月。空気銃の所持者を含む。)

19 丁以上の猟銃等所持者は 9 名であるが、そのうち 4 名は高校教諭で、射撃部の指導に用いる空気銃を所持している。

可能な限り専門医による診断を促進していく。

必要な場合には専門医の診断によってこれらの欠格事由に該当しないことを確認する。

必要な場合には、警察が猟銃所持者に対し、専門医の診断を受けることを命ずることができるようにする。

1 診断書の運用状況

都道府県公安委員会は、許可及び更新の申請の際、その申請書に添付された医師の診断書により、一定の欠格事由に該当しないことを確認することとされている(規則別表第1の備考2)が、申請書に添付された診断書のうち約98%は、精神障害等を専門としていない医師によるものである。

2 事例

許可審査の際の調査で、「精神的に不安定である。」との風評があったものの、通院歴等の事実が認められず許可した。その後、この猟銃所持者が、交通物損事故を起こして医師の診断を受けたことで、うつ病であることが判明したため、自主返納させた。(平成18年)

男から意味不明な内容の110番通報があり、警察署において確認したところ、この男が猟銃所持者で、精神障害等の疑いにより入院中であることが判明したことから、自主返納させた。(平成19年)

付近住民からの情報提供により、猟銃所持者が、特定の隣人に対して一方的な言いがかりを付ける等の被害妄想的症状を呈していることが判明したことから、自主返納させた。(平成19年)

3 専門医の分布状況

精神科医・神経科医の数	市町村の数(%)
0	873 (47.4)
1	97 (5.3)
2	104 (5.6)
3	58 (3.1)
4	57 (3.1)
5～9	187 (10.2)
10～	464 (25.2)
総数	1,840

(平成18年12月31日現在)

出典)「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

都道府県公安委員会が調査を実効的に行うことができる法的根拠を整備する。

1 事例

猟銃所持者の同居の親族がうつ病であることが疑われたので、病院に病歴を照会したところ、「捜査関係事項照会書と本人の情報開示に対する同意書が必要だ。」と拒否された。

猟銃所持者の親族から、猟銃所持者がアルコール中毒のため通院しているとの情報提供があったことから、病院に病名等を照会したところ、「個人情報保護法により、個人の病名等を教えることはできない。」と拒否された。

遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）

（照会）

第 12 条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）

（報告徴収等）

第 9 条 （略）

2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（第三者提供の制限）

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

刑法（明治 40 年法律第 45 号）

（秘密漏示）

第 134 条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 （略）

高齢者に対しては更新時等の機会を捉えて認知機能に関する検査を行う。

1 事例

78歳の猟銃所持者が、実包2発を装てんした猟銃1丁を自動車の屋根に載せたまま発進し、途中路上に落下させて亡失した。

75歳の猟銃所持者が、猟銃を車両の屋根の上に乗せたのを失念し、車両を発進させたことから落下させて遺失し、通行人が発見するまでの間、その場に放置された。

82歳の猟銃所持者が、狩猟中、猟犬が行方不明になったことから猟銃を堤防付近の空き地に置いたままその場を離れ猟犬を探した後家に帰宅したときに猟銃を置き忘れていたことに気付いたが、通行人から通報を受けた警察に領置されていた。

2 認知症の有病率

認知症の有病率は加齢に伴い上昇するが、年齢が75歳を超えると急激に有病率が高まるとされている^{*1}。

なお、道路交通法では、75歳以上の免許更新者に対して認知機能検査を受けることを義務付けている。

道路交通法（昭和35年法律第105号）

（運転免許試験の免除）

第97条の2（略）

一・二（略）

三（略）

イ（略）介護保険法第8条第16項に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）（略）

ロ・ハ（略）

（70歳以上の者の特例）

第101条の4 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が70歳以上のものは、更新期間が満了する日前6月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行った第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものは、更新期間が満了する日前6月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行った認知機能検査を受けていなければならない。この場合において、公安委員会は、その者に対する同項の講習を当該認知機能検査の結果に基づいて行うものとする。

3（略）

*1 厚生労働省・認知症予防支援についての研究班「認知症予防・支援マニュアル」（平成17年12月）

DSM-5-TR精神障害の診断統計マニュアルによる認知症の診断基準

- A 以下の2項目からなる認知障害が認められること
- 1 記憶障害(新しい情報を学習したり、かつて学習した情報を想起したりする能力の障害)
 - 2 以下のうち1つあるいは複数の認知障害が認められること
 - (a)失語(言語障害)
 - (b)失行(運動機能は損なわれていないにもかかわらず、動作を遂行することができない)
 - (c)失認(感覚機能は損なわれていないにもかかわらず、対象を認識あるいは同定することができない)
 - (d)実行機能(計画を立てる、組織立てる、順序立てる、抽象化する)の障害
- B 上記のA1、A2の記憶障害、認知障害により社会生活上あるいは職業上あきらかに支障をきたしており、以前の水準から著しく低下していること
- C 上記の記憶障害、認知障害はせん妄の経過中のみに起こるものではないこと

調査方法、手続等の斉一化を図る。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
（利用目的の明示）

第 4 条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第 24 条及び第 25 条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一～四 （略）

（利用及び提供の制限）

第 8 条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～4 （略）

調査を行う間の危険を防止するため、必要があるときは一時的に猟銃等を預かることができるようにすることについて検討する。

銃刀法第 11 条

1 都道府県公安委員会は、第 4 条又は第 6 条の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可を取り消すことができる。

一～四 (略)

2～5 (略)

6 都道府県公安委員会は、第 1 項各号のいずれか又は第 2 項から第 4 項までの事由が発生した場合において、他人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第 27 条第 1 項の規定の適用がある場合を除き、取消し前において、当該許可を受けている者(略)に対し当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。

7 都道府県公安委員会は、許可を取り消した場合においては、当該許可を受けていた者(略)に対し当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置するものとする。

8～10 (略)

1 事例

平成 17 年 1 月、猟銃所持者が、法要の酒席において、居合わせた近隣者と口論の末、手拳、ビール瓶で殴打する等の暴行を加え、加療 2 週間の傷害を負わせていた事実が判明したことから、銃刀法第 5 条第 1 項 11 号に該当する疑いがあるとして調査が開始された。

その結果、平成 17 年 3 月、同号に該当すると認定されて仮領置がなされ、平成 17 年 4 月、取消処分がなされた。

国民から銃砲に関する情報提供、申出、相談等がなされた場合の対応の実効性を向上させるための法令の整備等についても検討する。

家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104 号)

(経済産業大臣に対する申出)

第 10 条 何人も、家庭用品の品質に関する表示が適正に行なわれていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、経済産業大臣に対して、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、第 3 条から第 7 条までに規定する措置その他適切な措置をとらなければならない。

特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)

(主務大臣に対する申出)

第 60 条 何人も、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

消費生活用製品安全法(昭和 48 年法律第 31 号)

(主務大臣に対する申出)

第 52 条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

保管の設備及び方法の基準を厳格にすることについて検討する。

銃刀法第 10 条の 4

- 1 第 4 条又は第 6 条の規定による許可を受けた者は、次条又は第 10 条の 8 の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、許可に係る銃砲を自ら保管しなければならない。
- 2 前項の規定による銃砲の保管は、内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により行わなければならない。ただし、狩猟のため内閣府令で定める基準に適合する保管設備がない場所に宿泊する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定する設備に銃砲を保管するにあつては、当該設備に、保管に係る銃砲に適合する実包、空砲又は金属性弾丸を当該銃砲とともに保管してはならない。

第 10 条の 6

- 1 都道府県公安委員会は、前 2 条の規定により銃砲を保管する者に対し、これらの規定による銃砲の保管の状況について必要な報告を求めることができる。
- 2 都道府県公安委員会は、第 10 条の 4 第 1 項の規定により保管する銃砲が猟銃である場合において、盗難の防止その他危害予防上その保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察職員に、当該猟銃の保管場所に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 ~ 6 (略)

1 事例

猟銃所持者が、壁に固定するなど容易に持ち運びができないようにするための措置がとられていないガンロッカーに、施錠の上、猟銃を保管していたところ、ガンロッカーごと窃取された。(平成 19 年)

猟銃 15 丁を所持していた歯科医師宅に中国人グループが押し入り、猟銃 7 丁が強奪された。(平成 12 年)

猟銃を盗んで農家に押し入り、現金を強奪した後、女子専門学校生等を拉致監禁した。(平成 14 年)

2 盗難事故の件数

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
件数	12	10	4	5	5
丁数	16	17	4	8	6

猟銃等の保管の設備・方法の基準（規則第 11 条の 35）

保管の設備の基準（第 1 号）

- ・ 堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであること。
- ・ 確実に施錠できる錠を備えていること。
- ・ 管理上支障のない場所にあること。
- ・ 容易に持ち運びができないこと。

保管の方法の基準（第 2 号）

- ・ 銃砲を前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
- ・ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

猟銃等保管業者の数（平成 19 年末）

業者数	約 4 3 0 業者
保管可能丁数	約 3 万丁

不要な実包を貯蔵させないための対策を講ずることを検討する。

実包の消費及び貯蔵について所定の様式に記録させること等により使用の実績を把握するための対策を講ずることを検討する。

現行法の規制

実包の譲受及び消費

原則として都道府県公安委員会の許可が必要だが（火取法 50 条の 2、17 条、25 条）、一定数量以下の譲受及び消費は無許可で行うことができる場合がある。

- ・譲受（狩猟又は有害鳥獣駆除目的） 実包 300 個以下
- ・消費（狩猟又は有害鳥獣駆除目的） 実包又は空砲合計 100 個以下
- ・消費（射的練習目的） 実包又は空砲合計 400 個以下

実包の保管

原則として所定の基準を満たす火薬庫に貯蔵しなければならないが、猟銃の実包及び空砲については、800 個以下であれば、火薬庫以外の「堅固な設備」に収納し施錠して貯蔵することができる（火取法規則 16 条 5 号）。

譲受・消費・保管等の記録

現行法上、記録を義務付ける制度はない。

1 事例

猟銃所持者が、留守中に空き巣に入られ、ガンロッカーをこじ開けられて猟銃が盗まれたとともに、別の場所にあった装弾ロッカーもこじ開けられて猟銃用実包も盗まれた。（平成 16 年）

一斉検査時の面接において、実包の保管状況について確認したところ、猟銃所持者が、833 個の猟銃用実包を保管していることが判明した。（平成 20 年）

立入検査を実施したところ、猟銃所持者が、1,773 個の猟銃用実包を保管していることが判明した。（平成 20 年）

猟銃所持者の遵法意識の向上を図るための講習会の内容の充実を図る。

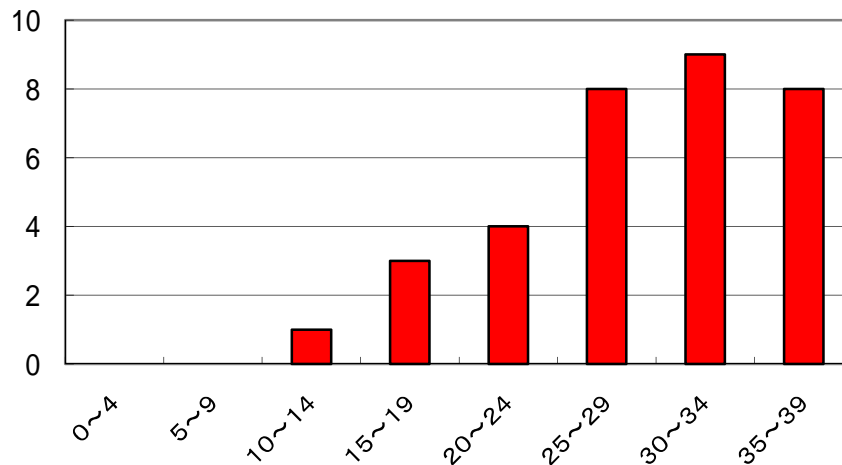
ベテランや高齢者に対する特別な講習を行うことを検討する。

現行制度における講習

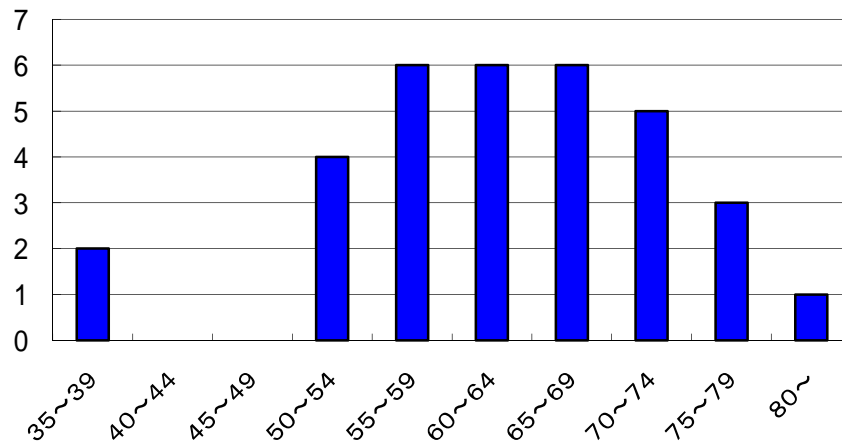
講習時間の基準（令5条の8第3項）

- ・既に猟銃を所持している者に対する講習
 - 法令 1時間以上2時間以内
 - 猟銃等の取扱い 30分以上1時間以内
- ・上記以外の者に対する講習
 - 法令 2時間以上3時間以内
 - 猟銃等の取扱い 1時間以上2時間以内

1 経験年数別の事故発生件数（平成19年中）



2 年齢別の事故発生件数（平成19年中）



定期的な射撃練習を促進する。

銃刀法第 10 条の 2

第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければならない。

1 猟銃使用事故の発生状況

事故発生率（人口 10 万人当たり）

	平成2年	平成18年
事故発生率	13.6件	14.0件

実包の不法な装てん等による暴発	36 件（43%）
矢先の安全不確認	26 件（31%）
誤認発射	7 件（8%）
跳弾	6 件（7%）

* 平成 17 年から 19 年までに発生した事故 83 件の分析結果。

2 事例

猟銃所持者が、狩猟中に、実包を装てん中の散弾銃を暴発させ、自己の足に当たり負傷した。（平成 17 年）

猟銃所持者が、狩猟中に、実包を抜こうとして猟銃を持ち上げようとしたところ、用心がねの中に指を入れたままであったことから、引き金を引いてしまい、自己の足に当たり負傷した。（平成 18 年）

猟銃所持者が、猿の有害鳥獣駆除に従事中、ガサッと音がしたので猿だと思い、これを確認することなく猟銃を発射したところ、被害者の頭部等に当たり死亡させた。（平成 18 年）

猟銃所持者が、標的射撃後に、残った実包を猟銃から抜き取る際、身体のバランスを崩して引き金を引き、暴発させて周囲にいた者を負傷させた。（平成 19 年）

猟銃所持者が、山中で単独で狩猟中、近くでガサガサと音がしたのでイノシシだと思い、確認せずに猟銃を 1 発発射したところ、休憩中の登山者の左肘に当たり負傷させた。（平成 19 年）

猟銃所持者が、共猟者とともに川を挟んでカモ猟中、川面にいるカモに向けて猟銃を 2 発発射したところ、2 発目が対岸 50 メートル先にいた共猟者の顔面に当たり負傷させた。（平成 19 年）

3 射撃練習を行う環境

射撃場の数

(箇所)

指定射撃場の指定数 (猟銃に係るもの)		教習射撃場の指定数 (猟銃に係るもの)		練習射撃場の指定数 (猟銃に係るもの)	
散弾銃 射撃場	ライフル 射撃場	散弾銃 射撃場	ライフル 射撃場	散弾銃 射撃場	ライフル 射撃場
290	133	191	73	64	20
423		264		84	

* 警察庁調査(平成20年4月1日現在)

射撃指導員の数

(人)

射撃指導員(猟銃に係るもの)		
	教習射撃指導員	練習射撃指導員
2,187	696	189

* 警察庁調査(平成20年4月1日現在)。教習射撃指導員と練習射撃指導員はそれぞれの指定を受けた者の数であり、重複があり得る。

長年にわたって猟銃所持許可を受けて適正に猟銃を使用してきた者等が、それぞれの地域において指導助言を行うことができるような環境を整備し、その活動と銃砲行政が効果的に連携するための措置を検討する。

1 地域において求められる活動の例

猟銃所持者に対する助言及び指導その他の援助

猟銃の操作や保管の方法等の必要な指導及び助言、狩猟期における巡回、適正な猟銃取扱い、射撃技術の向上に資するための実地指導等、猟銃の所持、使用等に関する危害予防のために必要な助言及び指導等

広報及び啓発

猟銃所持者のマナー向上に資する啓発活動、射撃技能の維持向上及び事故防止のための啓発活動、ハンターマップの作成等、猟銃の所持、使用等に関する危害予防のための事項についての広報及び啓発等

都道府県公安委員会が行う活動への協力

銃砲一斉検査の補助業務、狩猟期における合同パトロール、都道府県公安委員会が行う猟銃の所持・使用等に関する危害予防のための活動への協力等

講習会の開催に関する事務

猟銃の取扱いに関する講習の講師等

地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力

銃砲関係団体との連絡調整、残弾処理のための射撃大会等、猟銃の所持、使用等に関する危害予防のための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力

その他の事務

猟銃の所持、使用等に関する危害予防に係る事項に関し、猟銃所持者やその親族、近隣住民等からの相談に応じ、助言及び指導その他の援助を行うなど、猟銃の所持、使用等に関する危害予防のための活動

罰則の強化

1 現行制度

けん銃等に関する発射罪

けん銃等を特定の場所に向かって発射した場合等には、発射罪（銃刀法第3条の13、第31条）が適用され、無期又は3年以上の懲役に処せられることがある。また、発射行為が組織的に行われたとき等には加重され、無期又は5年以上の懲役及び3000万円以下の罰金に処せられることがある。

平成19年銃刀法改正による罰則引上げ

法定刑	改正前	改正後
1年以上10年以下の懲役	・けん銃等不法所持	・けん銃等不法所持
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	・猟銃不法所持	・猟銃不法所持 ・許可けん銃等・猟銃の発射制限違反
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	・銃砲刀剣類（けん銃等・猟銃除く）不法所持	・銃砲刀剣類（けん銃等・猟銃除く）不法所持 ・許可銃砲（けん銃等・猟銃除く）の発射制限違反
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	・許可銃砲の発射制限違反 ・銃砲刀剣類の携帯運搬制限違反	・銃砲刀剣類の携帯運搬制限違反 ・刃物の携帯禁止違反
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	・刃物の携帯禁止違反	

銃刀法第 10 条

1 (略)

2 第 4 条又は第 6 条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

一 第 4 条第 1 項第 1 号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除(政令で定めるものを除く。)の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けた者が、当該用途に供するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により銃猟をする場合。ただし、許可に係る銃砲がライフル銃である場合において、事業に対する被害を防止するため当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、当該事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲をする必要がある場合に限る。

二 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けた者又は同項第 4 号若しくは第 6 条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合

三 第 4 条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者(前 2 号に規定する者を除く。)が、当該許可に係る用途に供するため使用する場合

3 ~ 5 (略)

第 31 条の 11

1 次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 ~ 三 (略)

四 第 10 条第 2 項(第 21 条において準用する場合を含む。)の規定に違反してけん銃等又は猟銃を発射した者

2 (略)

銃刀法第 3 条の 13

何人も、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物に向かつて、又はこれらの場所(銃砲で射撃を行う施設(以下「射撃場」という。))であつて内閣府令で定めるものを除く。)若しくはこれらの乗物においてけん銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該けん銃等を発射する場合は、この限りでない。